2026 年 11 月 25 日
東邦ガス株式会社

警報器リース契約における消費税率の引き上げに伴う経過措置適用の誤りについて

東邦ガス株式会社では、警報器リース契約において、2014 年 4 月（5%→8%）および 2019 年 10 月（8%→10%）の消費税率引き上げに伴う経過措置※適用の誤りにより、一部のお客さまに対してリース料金における消費税を過大に請求していたことが判明いたしました。対象となるお客さまには、返金対応を速やかに進めてまいります。

弊社といたしましては、このような事態が生じましたことを重く受け止めており、お客さまにご迷惑をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げます。

1. 本件の概要

(1) 対象となる契約

・警報器リース契約
対象機器：都市ガス警報器（ガス・CO 警報器および住宅用火災・ガス・CO 警報器）、
住宅用火災警報器

(2) 対象のお客さま件数

・5,374 件
（内訳：2014 年 4 月改定分 2,793 件、2019 年 10 月改定分 2,581 件）

(3) 対象金額

・1,931,133 円（1 件あたりの平均額：約 360 円）
（内訳：2014 年 4 月改定分 1,169,598 円、2019 年 10 月改定分 761,535 円）

(4) 対象期間

・2014 年 4 月～2026 年 11 月ご請求分（左記期間において最長 10 年間）

2. 判明の経緯と原因

(1) 判明の経緯

本年 10 月下旬に、都市ガス契約の見直し手続きに伴う確認作業の中で、警報器リース契約において経過措置により旧税率が適用されるべきお客さまに対し、誤って引き上げ後の税率を適用していたことが判明いたしました。

直ちに原因の調査を実施した結果、消費税率改定に伴うシステム改修時の設定誤りであることを特定いたしました。以降、影響のあるお客さまの特定および対象金額の精査を進めてまいりました。

(2) 原因

2014 年 4 月および 2019 年 10 月の消費税率改定時のシステム改修において、経過措置の適用対象となるお客さまの抽出条件として、正しくは指定日より前の「リース契約締結日」とすべきところ、誤って「リース契約開始日」としたことから、本来は旧税率（2014 年 4 月改定時：5%、2019 年 10 月改定時：8%）を適用すべきお客さまに対して、新税率（2014 年 4 月改定時：8%、2019 年 10 月改定時：10%）を適用しておりました。

3. お客さまへの対応

(1) 対象となるお客さま

① 2014 年の消費税率改定（指定日：2013 年 10 月 1 日、施行日：2014 年 4 月 1 日）
リース契約の契約締結日が「2013 年 9 月 30 日以前」かつ
契約開始日が「2013 年 10 月 1 日～2014 年 3 月 31 日」のお客さま

② 2019 年の消費税率改定（指定日：2019 年 4 月 1 日、施行日：2019 年 10 月 1 日）
リース契約の契約締結日が「2019 年 3 月 31 日以前」かつ
契約開始日が「2019 年 4 月 1 日～2019 年 9 月 30 日」のお客さま

(2) 対応方法

① 都市ガス・電気・警報器リースのいずれかを継続して契約中のお客さま
準備が整ったお客さまから個別にご連絡の上、2027 年 1 月分以降の都市ガス・電気・警報器リース代金から差し引く方法（料金への充当）などにより、順次返金いたします。

② 上記①以外のお客さま
ご契約終了などに伴い当社から直接のご連絡が難しいお客さまに対しましては、下記(3)に記載の専用ダイヤルを開設し、ご本人さま確認の上で返金対応をいたします。

(3) お問い合わせ先

専用ダイヤル（フリーダイヤル）：0120-411-321
受付時間：平日 9:00～17:00（土曜・日曜・祝日、年末年始を除く）

4. 再発防止策

現在、当該システムにおいて修正作業を進めており、2026 年 12 月ご請求分からは適正な税率にてご請求いたします。また、システム改修時における確認・検証体制の強化を図り、今後、同様の誤りを発生させないよう、適切な業務運営に努めてまいります。

※ 消費税率が引き上げられた際、リース契約などの「資産の貸付け」については、以下条件を満たしていれば、増税後も旧税率がそのまま適用され続けるという特例（経過措置）が設けられている。
条件①：指定日の前日までにリース契約を締結していること
条件②：施行日の前日までにリース契約を開始していること

以　上